

二五 天保十三年十二月 越後国大工・桶職人の出稼ぎ渡世継

続願い〔A〕

おそれながらかきつけをもつてねがいあげたてまつり  
乍レ恐以ニ書付ニ奉ニ願上ニ候

青山九八郎様御支配所

越後国三島郡石地村

大工 船 蔵

松平肥後守様御預り所

越後国魚沼郡仙石村

桶師 秀 吉

みぎのものども  
右之者共、当七月中奉ニ願上ニ、私方宿ニ 仕、渡世仕候処、猶

またちようねん  
又重年仕、渡世 仕 度奉ニ願上ニ候、何卒以ニ「御慈悲ヲ願

とおりにおせつけられくだしおかれ  
之通被ニ 仰付ニ被ニ下置ニ候ハ、難レ有「仕合ニ 奉レ存候、以

上

上川田村

天保十三年寅十二月

願人 重内 内印

地方

御役所

右者重内奉ニ願上ニ候ニ付、奥書印形仕「奉ニ差上ニ候、以上

名主

源兵衛印

組頭

幾右衛門印